

## “ごみを減らす10アクション” (食品ロス削減への取組)

今月は、生ごみ処理容器と生ごみ処理機の購入費一部補助事業についてのお知らせです。

町では、ごみ減量および家庭からのごみ処理経費の削減のため、生ごみ処理容器（コンポスター）と生ごみ処理機の購入補助事業を実施しています。

### 生ごみ処理機による生ごみの減量結果のご紹介

つぎの3枚の写真は、「生ごみ処理機」を使用して、生ごみを減量化したものです。ご覧のとおり、生ごみ処理機にかける前と後では、3分の1程度に減量されます。



①生ごみ処理機にかける前



②生ごみ処理機で乾燥させた後



③乾燥させたものをつぶして小さくしたもの

#### 【補助事業の内容】

	種 類	補 助 額
1	生ごみ処理容器（コンポスター）	補助対象額の5分の4（上限11,000円）
2	生ごみ処理機（機械式のもので電気を使用するもの）、または上記1以外のもの	補助対象額の2分の1（上限25,000円）

\*なお、ディスポーザー式（生ごみを粉砕して、直接下水道に流す方式）のものは対象外です。

## ～ごみ分別区分の変更について～

現在使用していただいている「ごみの出し方ガイドブック」のごみ分別一覧の中で、分別区分（出し方など）が変更された品物があります。変更内容の一覧については、3月に配布予定の「令和6年度用ごみカレンダー」と一緒に配布しますので、ガイドブックの余白に貼り付けてご利用ください。

配布前につきましては、お手数ですがクリーンセンターへお問い合わせください。

（例えば、ビニールシート（ブルーシート）の出し方）

品 目	変 更 前	
ビニールシート	50cm四方以内に細断し、可燃ごみ専用袋にはいるもの	可燃ごみ
	上記以外のもの	粗大ごみ



品 目	変 更 後	
ビニールシート	50cm四方以内のもの	可燃ごみ
	1m四方以下のもの	粗大ごみ
	1m四方以上のもの	処理不可

**\* 1m四方以上のものは、1メートル四方以下に細断して粗大ごみとして出してください。**

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367